

平成25年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成25年3月21日（木曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 委員長報告

- 1 議案第1号 美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件（総務・文教）
- 2 議案第2号 美唄市給与条例の一部改正の件（総務・文教）
- 3 議案第3号 美唄市防災会議条例及び美唄市災害対策本部条例の一部改正の件（総務・文教）
- 4 議案第4号 指定管理者の指定の件（美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館）（総務・文教）
- 5 議案第5号 指定管理者の指定の件（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄）（総務・文教）
- 6 議案第6号 美唄市暴力団の排除の推進に関する条例制定の件（産業・厚生）
- 7 議案第7号 美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件（産業・厚生）
- 8 議案第8号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉

施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件（産業・厚生）

- 9 議案第9号 美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定の件（産業・厚生）
- 10 議案第10号 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例制定の件（産業・厚生）
- 11 議案第11号 美唄市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件（産業・厚生）
- 12 議案第12号 美唄市道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件（産業・厚生）
- 13 議案第13号 美唄市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例制定の件（産業・厚生）
- 14 議案第14号 美唄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件（産業・厚生）
- 15 議案第15号 美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件（産業・厚生）
- 16 議案第16号 美唄市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例制定の件（産業・厚生）
- 17 議案第17号 美唄市道路占用条例の一部改正の件（産業・厚生）

- | | |
|---|--|
| 18 議案第18号 美唄市都市公園条例の一部改正の件（産業・厚生） | 31 議案第30号 平成25年度美唄市下水道会計予算（予算審査特別） |
| 19 議案第19号 美唄市営住宅管理条例の一部改正の件（産業・厚生） | 32 議案第31号 平成25年度美唄市介護保険会計予算（予算審査特別） |
| 20 議案第20号 美唄市手数料徴収条例の一部改正の件（産業・厚生） | 33 議案第32号 平成25年度美唄市介護サービス事業会計予算（予算審査特別） |
| 21 議案第21号 指定管理者の指定の件（美唄市一般廃棄物最終処分場）（産業・厚生） | 34 議案第33号 平成25年度美唄市後期高齢者医療会計予算（予算審査特別） |
| 22 議案第22号 指定管理者の指定の件（美唄市リサイクルセンター）（産業・厚生） | 35 議案第34号 平成25年度市立美唄病院事業会計予算（予算審査特別） |
| 23 議案第23号 指定管理者の指定の件（美唄市南美唄福祉会館）（産業・厚生） | 36 議案第35号 平成25年度美唄市水道事業会計予算（予算審査特別） |
| 24 議案第24号 指定管理者の指定の件（美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、美唄市パークゴルフ場）（産業・厚生） | 37 議案第36号 平成25年度美唄市工業用水道事業会計予算（予算審査特別） |
| 25 議案第25号 石狩川流域下水道効果促進事業（汚泥等受入施設建設事業）に対する支援に関する事務の委託の件（産業・厚生） | 第3 議案第37号 財政調整基金の一部積立て停止の件 |
| 26 請願第1号 年金2.5%の削減中止を求める請願（産業・厚生） | 第4 議案第38号 美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件 |
| 27 議案第26号 平成24年度美唄市一般会計補正予算（第9号）（予算審査特別） | 第5 議案第39号 美唄市議会会議規則の一部改正の件 |
| 28 議案第27号 平成25年度美唄市一般会計予算（予算審査特別） | 第6 議案第40号 美唄市議会委員会条例の一部改正の件 |
| 29 議案第28号 平成25年度美唄市民バス会計予算（予算審査特別） | 第7 議案第41号 美唄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の件 |
| 30 議案第29号 平成25年度美唄市国民健康保険会計予算（予算審査特別） | 第8 承認第2号 総務・文教委員会所管事務調査の件 |
| | 第9 承認第3号 産業・厚生委員会所管事務調査の件 |
| | 第10 承認第4号 議会運営委員会所管事務調査の件 |
| | 第11 意見書案第1号 安心できる介護制度の実現を求める意見書 |

- 第12 意見書案第2号 札幌航空交通管制部の存続・充実を求める意見書
- 第13 意見書案第3号 TPP交渉参加断固阻止に関する意見書
- 第14 意見書案第4号 年金2.5%の削減中止を求める意見書
- 第15 意見書案第5号 自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書
- 第16 意見書案第6号 廃棄物焼却施設の解体に対する財政支援に関する意見書
- 第17 意見書案第7号 70歳から74歳高齢者の医療費窓口負担増の中止を求める意見書
- 第18 意見書案第8号 自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書

◎出席議員（14名）

議長 内馬場 克 康 君
副議長 小 関 勝 教 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
10 番 高 田 正 則 君
11 番 五十嵐 聡 君
13 番 土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市長 高 橋 幹 夫 君
副市長 藤 井 英 昭 君
総務部長 市 川 厚 記 君
市民部長 山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 奥 山 隆 司 君
農政部長 須 田 正 毅 君
都市整備部長 本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 治 君
消防長 後 藤 樹 人 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課主査 平 野 太 一 君

教育委員会委員長 高 橋 泰 浄 君
教育委員会教育長 早 瀬 公 平 君
教育委員会教育部長 伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長 竹 田 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監査委員 山 口 隆 慶 君
監査事務局長 鎌 田 覚 君

◎事務局職員出席者

事務局長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分 開議

●議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

●議長内馬場克康君 日程の第1会議録署名議員を指名いたします。

2番 長谷川吉春議員

3番 谷村知重議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、委員長報告に入ります。

順序1、議案第1号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件ないし順序37、議案第36号平成25年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上37件を一括議題といたします。

本件について、それぞれ委員長の報告を求めます。

初めに、議案第1号ないし議案第5号の以上5件について、五十嵐総務・文教委員長。

●総務・文教委員会委員長五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました議案第1号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、議案第2号美唄市給与条例の一部改正の件、議案第3号美唄市防災会議条例及び美唄市災害対策本部条例の一部改正の件、議案第4号指定管理者の指定の件（美唄市民会館、美唄市立公民館、美唄市立公民館拓北分館、美唄市立公民館桜井邸分館）、及び議案第5号指定管理者の指定の件（美唄市営野球場、美唄市営陸上競技場、サン・スポーツランド美唄）の以上5件について、総務・文教委員会の審査の経過並びに、結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日委員会を招

集して審査いたしました。

初めに、議案第1号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

初めに、特別職の給料月額、報酬審議会での審議により決定されていると思うが、現行の給料月額はいつの時点の改定のものか、また、今回の改正にかかわって報酬審議会における審議はなされたのか、との質疑に対し、現在の本則の部分については平成18年2月の報酬審議会により決定され、平成18年4月から適用となっているものである。

また、報酬審議会では本則による給料月額の審議をいただいております、独自削減に関わる部分については行っていない。との答弁。

次に、本市の特別職給与の道内都市における水準について、また、報酬審議会における今後の特別職の給料月額の見直しは、いつの時期を考えているのか、との質疑に対し、本市の特別職の給与の全道順位については、各自治体における削減後の比較で、全道35市中、市長が32位、副市長、教育長は29位という状況になっている。

また、報酬審議会の開催は、何年ごとにという形では行っていないところであるが、今後、全道各市の状況を調査した中で、特別職の給料改定が必要であると判断された場合、適宜、報酬審議会を開催して決定していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第2号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

本市の独自削減における影響額は、財政健全化に寄与している部分であり、国公の給与表が下がれば当然連動することになるが、職員給与は今後とも国公準拠という姿勢は変わらない

のか、との質疑に対し、職員給与の定め方については情勢適応の原則、あるいは民間給与や他自治体の給与を比較する、均衡の原則という決定原則もあるが、本市には人事委員会のような組織がないことから、今後とも基本的には国公準拠ということで考えている。との答弁との答弁がありました。

次に、議案第3号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

東日本大震災の教訓として、今後、避難所の運営などに、ジェンダーの観点から女性の声を活かすべきという報道がされているが、現状の防災会議委員の中の女性委員の数について、また、今回、全体で30人以内とするという委員構成の中に、女性委員をある程度確保するべきではないかと思うが、市の考えについて、との質疑に対し、防災会議における女性委員数は、現在、北海道警察美唄署長のみの1名となっている。

今後においては、今回追加する自主防災組織構成者、学識経験者も含め、女性委員の登用については十分検討していきたいと考えている。との答弁がありました。

次に、議案第4号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

公民館の在り方について、公民館法に規定されている公民館本来の機能、公民館設置条例における本来の設置目的について、指定管理者制度の中でどのように達成させていくのか、との質疑に対し、公民館の位置づけについては、時代状況の変化に加え、高齢化、少子化が進行している本市の状況から、公民館を生涯学習活動の中でいかに有効活用するかというところは、市民の皆さん、指定管理者と常に議論してい

なければならないものと考えているが、市の各種施設、各施策との連携等、全体的な施策の推進におけるコーディネートについては、引き続き、行政が役割を担っていかなければならないものと認識している。との答弁がありました。

次に、議案第5号における質疑・答弁の主なものを申し上げます。

野球場、陸上競技場について、今後、市として、公式な大会も行えるような施設の管理運営は考えていないのか。

また、指定管理の団体から大幅な改修についての要望はないのか、との質疑に対し、陸上競技場については、数年前に公認を維持するためのトラックなど様々な設備の改善、更新に経費がかかることから、3種公認を返上した経緯がある。

野球場についても設備的に老朽化しているが、朝野球や少年野球における使用に支障はなく、普段の練習に多く活用されている陸上競技場と併せ、今後とも修繕等を加えながら現状を維持して利用していきたいと考えている。

指定管理者からの施設活用における改修要望については、今まで受けていないところである。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第1号ないし議案第5号の以上5件につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第6号ないし請願第1号の以上21件について、高田産業厚生委員長。

●産業・厚生委員会委員長高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました議案第6号

美唄市暴力団排除の推進に関する条例制定の件、議案第7号美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件、議案第8号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定の件、議案第9号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例制定の件、議案第10号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例制定の件、議案第11号美唄市新型インフルエンザ等対策本部条例制定の件、議案第12号美唄市道路の構造の技術的基準等を定める条例制定の件、議案第13号美唄市準用河川管理施設等の構造の基準を定める条例制定の件、議案第14号美唄市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例制定の件、議案第15号美唄市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例制定の件、議案第16号美唄市公共下水道及び都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例制定の件、議案第17号美唄市道路占用条例の一部改正の件、議案第18号美唄市都市公園条例の一部改正の件、議案第19号美唄市営住宅管理条例の一部改正の件、議案第20号美唄市手数料徴収条例の一部改正の件、議案第21号指定管理者の指定の件(美唄市一般廃棄物最終処分場)、議案第22号指定管理者の指定の件(美唄市リサイクルセンター)、議案第23号指定管理者の指定の件(美唄市南美唄福祉会館)、議案第24号指定管理者の指定の件(美唄国設スキー場、美唄市体験交流施設、

美唄市パークゴルフ場)、議案第25号石狩川流域下水道効果促進事業(汚泥等受入施設建設事業)に対する支援に関する事務の委託の件及び、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願の以上21件について、産業・厚生委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、3月11日委員会を招集して審査いたしました。

初めに、議案第6号に対する質疑・答弁を申し上げます。

初めに、暴力団の規定というのはどうなっているのか、警察以外では見極めが難しいのではないかと、という質疑に対し、暴力団の規定は、全国で12指定暴力団、暴力団員として構成員、暴力団員等として暴力団を辞めた方でも5年を経過していない者と規定し、見極めについては警察と連携し、情報も警察から市に入る形になっている。との答弁。

次に、空知管内で暴力団排除の条例を、すでに設置済みの市町はどこか、との質疑に対し、夕張市、芦別市、歌志内市、赤平市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、北竜町、沼田町の10市町。との答弁がありました。

次に、議案第7号に対する質疑・答弁を申し上げます。

初めに、廃棄物の処理に関して、国で制定している部分を各自治体に移譲することによる条例改正だが、今後国の法律は無くなってしまうのか、との質疑に対し、国の基準はなくなるので、市町みずから基準を定めなければならない。との答弁。

次に、パブリックコメントで寄せられた意見の内容とその対応は、との質疑に対し、パ

ブリックコメントでは、条例の関係ではなくごみ全体のことと広報等もっと市民に知らせる努力をしてください、との意見が寄せられた。との答弁がありました。

次に、議案第9号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

これまでの指定地域密着型サービスは、国の基準どおりに実施していたのか、あるいは、基準をもとに弾力的な運用をしてきたのか、との質疑に対し、これまでは厚生労働省の基準に基づいて運営等をしており、条例制定についても厚生労働省の省令どおりの基準とすることとした。との答弁がありました。

次に、議案第19号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

住宅管理条例と特定公共賃貸住宅管理条例とあるが、今回は特例公共賃貸住宅管理条例には関連はないのか、との質疑に対し、特定公共賃貸住宅については、公営住宅法に基づく公営住宅ではないため、今回の条例改正には合致しない。との答弁。

次に、改良住宅とはどういう状況の住宅か、補助金等の関連があるのか、との質疑に対し、改良住宅については住宅地区改良法に基づき整備供給されるもので、昔、現在の「公営住宅の改良事業」が無かったため改良住宅として整備される形がとられ、現在の管理戸数は、有為団地118戸、共練団地64戸となっている。

補助の関連については、3分の2の国の補助率であった。との答弁がありました。

次に、議案第23号に対する質疑・答弁を申し上げます。

南美唄福祉会館に限らず、地域福祉会館の指定管理者から、例年に比べ、大雪により維

持管理費が増加したことに伴う補助金の増額申請はなかったのか、との質疑に対し、年1回、各会館管理者と会議を開催し、新年度の予算に関する要望等が無いか確認しているが、その中ではそのような話は出ていない。との答弁がありました。

次に、議案第24号に対する質疑・答弁を申し上げます。

初めに、パークゴルフ場について、開設以来年数が経過し芝の状態等について、利用者から整備をしてほしいとの声が聞こえて来ているが、所管の方に苦情等は寄せられているか。また、指定管理という部分で対応は今後どうなるのか、との質疑に対し、パークゴルフ場については、昨年、一昨年、夏が非常に暑いことによる水不足や春先の雪解けが遅れたことによる整備の遅れ、年数の経過により芝が踏み固められているなど管理に苦労していると聞いている。利用者からもお話は伺っているので、指定管理者にも芝の管理には十分配慮し管理するよう伝えており、来年度の管理に向けて話し合いもしている。との答弁がありました。

次に、議案第25号に対する質疑・答弁のうち、主なものについて申し上げます。

初めに、し尿処理場建設にかかる組合の事務費と建設事業費の総額と、美唄市の負担分はいくらになるのか、との質疑に対し、現在、事業費は総額で9億9,500万、美唄市の割合は、過去3年間のし尿量で按分し約3割近い額が美唄市の負担分になる。その他に組合に対する共同負担金が年間560万くらい美唄市の負担となる。との答弁。

次に、建設業者は道が選定するのか、事業

費の3割も負担するのだから、美唄市の業者が関わる形にはできないのか、との質疑に対し、当然、地元参入も含めて考えて行きたい。5月の総会の中で要望として出ると思われるので、今後、道とも詰めながら整理していきたい。との答弁がありました。

なお、議案第8号、議案第10号ないし議案第18号、議案第20号ないし議案第22号の以上13件についての質疑はありませんでした。

結果といたしまして、議案第6号ないし議案第25号の以上20件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号年金2.5%の削減中止を求める請願について、請願者である日本年金者組合美唄支部の方々を参考人として招致し、請願の内容等について意見を聴取いたしました。

結果といたしまして、請願第1号につきましては採択すべきものとし、意見としては「願意妥当」と決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 次に、議案第26号ないし議案第36号の以上11件について、五十嵐予算審査特別委員長。

●予算審査特別委員会委員長五十嵐聡議員（登壇） ただいま議題となりました議案第44号平成25年度美唄市一般会計補正予算（第2号）について、予算審査特別委員会の審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。

経過といたしまして、本日30日、委員会を招集して審査をいたしました。

議案第44号にかかる質疑・答弁の主なもの

について申し上げます。

初めに、「地元特産品販売PR事業」について、緊急雇用対策事業については、平成25年度の当初予算でも数件計上されているほか、先の臨時会でも教育施設の除雪等が計上されているが、今回の補正に至る時系列的な経過について、また、今後における、様々な行政需要に対する、緊急雇用対策事業の活用の考え方について、との質疑に対し、今回の緊急雇用対策事業は国の補正による企業支援型雇用創造事業という補助メニューの中で、二次募集により枠をいただいたものであるが、一次募集において国の枠に届かなかったことから、3月中旬に再度公募したところ「アンテナショップ・ピパ」から応募があり、申請後、道との一定の調整を経て、結果的に4月15日に採択され、今回の補正に至ったものである。

今後においても、新政権のもと緊急雇用に関する様々なメニューが出てくるものと思われるが、市の労働行政の推進を図るため、このような100%補助の事業については積極的に活用していきたいと考えている。との答弁。

次に、「美唄国設スキー場整備事業」について、今回のレストハウス屋根の煙突倒壊の時期及び対応状況、併せて、そのことに伴うスキー場の営業に対するマイナス面での影響について、また、今回の改修工事一式は保険金で賄われるとのことだが、この保険の内容について、との質疑に対し、煙突の倒壊は3月13日であり、市として二次災害等を防ぐため、煙突の撤去及び損壊部分の応急処置を行ったものである。

今回の倒壊後、何日か営業があったものの、応急措置を早急に行ったことにより、特に営

業面に対する影響はなかったと聞いている。

また、保険については、市が加入している市有財産災害共済保険である。との答弁がありました。

結果といたしまして、議案第 44 号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本委員会の決定どおり、ご承認をいただきますようお願い申し上げまして、報告を終わります。

●議長内馬場克康君 これより議案第 1 号ないし議案第 5 号の以上 5 件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 4 号美唄市特別職の職員の給与に関する条例及び美唄市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正の件、ないし、議案第 5 号指定管理者の指定の件の以上 5 件**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより、議案第 6 号ないし請願第 1 号の以上 21 件について一括質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 6 号美唄市暴力団の排除の推進に関する条例制定の件、ないし請願第 1 号年金 2.5%の削減中止を求める請願の以上 21 件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 26 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 26 号平成 24 年度美唄市一般会計補正予算第 9 号**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 27 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 27 号平成 25 年度美唄市一般会計予算について討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、その理由と若干の意見を申し上げます。

2012 年 12 月の総選挙で誕生した安倍政権は、極めて深刻な民意との乖離の上に成立したという特徴を持っています。確かに議席数だけに限ってみれば、自民党 294 議席、政権与党、自民党、公明党は、衆議院における 3 分の 2 以上の 325 議席を占有しており、こと衆議院に関する限り、安倍政権は磐石の上に成立したかのように見えます。

しかし、総選挙で示された有権者の意向は決して安倍政権を安定させるものではありません。小選挙区制という民意を正確に反映させない制度のもとでの自民、公明の圧勝であり、得票だけを見ると自民交代と言わなければならない結果だったからです。

本年 1 月 29 日閣議決定された 2013 年度予算案は、大型公共事業のばらまき、大企業減税の拡充、社会保障の削減、原発推進、軍事費の拡大など、財界とアメリカ言いなりの政治を完全に復活させる予算案となりました。2013 年度当初予算の予算規模は 92 兆円余りです。15 カ月予算となる 2012 年度の補正予算とあわせると 100 兆円を超す巨額の予算です。2013 年度予算案では、約 43 兆円を税収で賄い、ほとんどそれに匹敵する公債金も国の借金としてやがては国民にツケが回ってきます。安倍首相は所信表明演説で、強い日本を掲げ軍事費を 400 億円予算増額しました。2012 年度補正予算とあわせた 15 カ月予算で見れば 2,500 億円と過去最高の伸びです。不要不急の大型公共事業や原発、輸出推進費など、大企業向けの予算も並びます。

一方で、暮らしにかかわる予算はどうでし

ょうか。社会保障の伸びは圧縮されました。象徴的なのは国民全体の最低ラインである生活保護費を 2013 年度分だけで 671 億円削減したことです。3 年後には年間約 1,200 億円削る計画です。年金も削減されます。雇用対策費は、2012 年度に比べ 9.9%減額、なかでも失業手当を受けられない求職者に生活費と職業訓練を受けさせる求職者支援制度の予算は半減されています。また安倍首相は、国民の生命、財産は、断固として守り抜くと所信表明しました。

しかし、全国で孤独死、孤立死が相次ぎ、自殺者は 14 年連続で 3 万人を超え、昨年も 2 万 7,000 人を超えています。貯蓄ゼロ世帯が約 3 割なのに、消費税増税で負担はさらに増えます。庶民の生命財産は守られるどころか脅かされています。デフレ脱却のために物価を 2% 上げ強い経済を取り戻すと言いますが、多くの庶民は物価が上がってほしいと思いません。賃金こそ上がってほしいのです。安倍内閣は、税制改革で孫一人当たり 1,500 万円まで教育費を出しても贈与税がかからない制度を創設します。しかし、恩恵を受けるのは、よほど余裕のある一部の層だけです。自公政権の社会保障の連続改悪により、多くの高齢者は先々の医療、介護にどれだけかかるかわからない不安で儉約して暮らしています。孫に 1,500 万円ボンと出せる層しか目に入っていないと感じざるを得ません。また予算案は、教育現場の強い要求である少人数学級を見送り、心のノートの全員配布や全国学力テストを公立全校で実施する予算を盛り込みました。教育条件を整備するのではなく、上からの道徳と競争主義の押し付けです。安

倍首相は所信表明演説で、消費税にも社会保障にも触れませんでした。国民の暮らしに目が向いていないいうえ、暮らしを良くする解決策を持たないので、国家の確固たる意思、世界一を目指すと言った目線の高い話に終始するしかないのでした。暮らしと平和を踏み潰して強い国家を称揚しても国民との矛盾は避けられません。予算は政治の鏡と言われます。こういった政府予算のもと、編成された本市の平成 25 年度予算ですが、編成作業に当たられた職員の皆さんのご苦労には改めて敬意を表します。

平成 25 年度一般会計予算は、歳入歳出 164 億 7,589 万 5,000 円対前年比 2 億 5,191 万 8,000 円増となっています。歳入では、市税は対前年度比で 2.0%増、地方交付税は対前年度比でマイナス 1.2%となっています。歳出の主なもののうち、市民生活に密着にかかわる事業では、ごみ広域処理焼却施設整備事業、生ごみ堆肥化施設整備事業、し尿共同処理施設整備事業、美唄市バス路線維持費補助事業では、市民の足としての市内のバス路線への補助やバス路線で網羅できない地域への乗合タクシーの運行など、防災ガイドマップの作成事業、防災資機材等整備事業、消防車両整備事業などが予算計上されています。基幹産業である農業予算では、対前年度比約 2,071 万円増 4.8%となっておりますが、増額要因は、道営換地計画受託事業の増であり、美唄市の一戸一戸の農家経営を安定させる施策は十分とは言えません。人口がどんどん流出している中であって、新規就農と人口増を結びつけた施策展開をしている自治体が各地で見られます。今後の施策展開を期待したい

ものです。商店街の賑わいももどっておらず、商業地域には、空き地や空き店舗が目立ちます。市民生活を支える道路や側溝の整備はどうでしょう。いまだに未舗装の道路や児童生徒の通学の安全確保に欠かせない歩道が、整備されていない道路も多く見かけます。統計数値を伺いましたが、空知管内では夕張市について下から 2 番目の舗装率が低い道路状況です。美唄で暮らす市民のささやかな願い、それは住みなれた土地で息絶えるまで暮らしたいということにつきます。自分の生活の安定の前に商業振興をおく住民はいないはずで、そのことを多方面から支えるというのが行政の使命、役割だと思います。平成 25 年度予算は前年度比微増といった状況ですが、民間出身の高橋市長は主要施策の第 1 番に、農商工連携、農業振興、商工業振興を掲げておられます。口幅ったいようですが、私はまちづくり 1 番に重きを置くべきは市民の生活の安全・安心だと考えます。その前提なしに、農商工連携、農業振興、商工業振興の施策展開が図られても、うまくいくはずはありません。先ほど長々と申し上げましたように、安倍政権の下、執行されようとしている予算に関しては決して容認できるものではないこと。平成 25 年度美唄市一般会計予算についても結果として安倍政権の予算の枠組みの中での編成という見解を有しており、容認できるものではありません。財政健全化にありながらも市民生活の安定のために独自施策を展開している自治体は数多くあります。本市においては、福祉灯油以外に独自の福祉施策は皆無と言わざるを得ない状況だと考えます。近隣自治体にあっても、岩見沢市においても、三

笠市においても独自の子育て支援策を展開中です。改めて申し上げますが、予算は政治の鏡です。

やる気さえあれば、首長さんの意欲さえあれば、市民の立場に立った暮らし、生活に密着した施策の展開は可能だということを指摘申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

●議長内馬場克康君 4 番、丸山文靖議員。

●4 番丸山文靖議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 27 号平成 25 年度美唄市一般会計予算につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は原案に賛成であります。以下、その理由と若干の意見について申し上げます。

平成 25 年度一般会計予算は、財政健全化を図り、引き続き抑制基調としながらも、びばい未来交響プラン第 6 期美唄市総合計画の都市像に掲げる「食・農・アートが響き合う緑のまち」の実現を目指し、地域経済の活性化、自然環境の保全や生活環境の整備、安全・安心の確保、人づくりを重点におき、限られた財源の中で事業の選択と集中を図りながら、主要施策を中心として、計画に掲げた事業を最大限計上するよう努力工夫されたものと評価するものであります。

結果として一般会計予算総額 164 億 7,589 万 5,000 円が確保されており、対前年度比 0.8%の増を確認したところでございます。直面している諸課題に対しては、農業振興の分野では、国営農地再整備事業に伴う換地計画策定の事業を受託する国営換地計画受託事業を、観光交流の分野では、市外からの移住者に対する住宅の新築、中古住宅購入に対する

移住・定住促進事業、ごみの減量化と適正処理に向けては、ごみの広域処理焼却施設整備事業や家庭から出る生ごみを堆肥化するための生ごみ堆肥化施設整備事業を、安全・安心のまちづくりには、複雑多様化する災害への対応や車両の老朽化に伴う消防力の低下を防ぐため消防車両整備事業、避難時に必要な情報等を市民にわかりやすく提供する災害ガイドマップ作成事業、地域に担う人づくりについては、美唄サテライト・キャンパス事業を、健康づくりを推進するため食生活改善推進員を養成する健康づくり組織活動推進事業を予算化するなど、課題解決に向けた取り組みや、地域の活性化に向けた様々な取り組みが展開されることとなっております。

さらに市内の景気対策としては、普通建設事業の確保に尽力されているほか、ごみ広域処理焼却施設事業や、生ごみ堆肥化施設整備事業など生活関連施設の重点化や、昨年引き続き、国民健康保険に対する基準外繰り出しを計上するなど、きめ細やかな配慮がみられます。

また、国においては、平成 25 年度予算は、緊急経済対策に基づく大型補正予算と一体的なものとして、15 カ月予算を編成し、これにより切れ目のない経済対策を実行し、景気の底割れの回避とデフレへの早期脱却と成長力の強化を図るものとしておりますが、私は今後の地方財政の見通しについては、不透明な状況にあると認識しております。

しかし、いかに厳しい環境下であっても、ふるさと美唄市再生のため平成 25 年度予算の取り組み事業を確実に執行することはもとより、市民の方々の地域再生の思いをしっかりと

りと受け止めて、財政健全化、地域の活性化に向けて、市長の強いリーダーシップのもと、全職員が一丸となり、渾身の力を振り絞って積極的に取り組まれることを心より強くご期待申し上げます。

何とぞ、議員の皆様方におかれましては、議案第 27 号平成 25 年度美唄市一般会計予算にご賛同くださいますようお願いを申し上げます。私の賛成討論を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 6 番、森川明議員。

●6 番森川明議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 27 号平成 25 年度美唄市一般会計予算に対し、討論に参加いたします。

最初に結論を申し述べますと、私の立場は原案に反対であります。以下その理由と意見を申し上げます。

理由は、保育所フッ化物洗口推進と、幼小フッ化物洗口推進事業の実施です。私はこの事業そのものに反対で、賛否両論多くの意見の中で市、教育委員会は事業の安全性は確立されており、保護者、教職員に対し理解を得られるよう話し合いを今後も進めていくとしていますが、保護者や教育者の反応は、洗口液を誤飲してしまう危険性、安全性、不安を持っており、洗口液を捨てる場所の環境汚染も、学校側の説明では十分とはいえない現況下にあるからなんです。平成 24 年度には反対意見を押し切り、幼稚園フッ化物洗口事業を実施しました。未来を担う子どもの身体を守るためにフッ化物に頼らない虫歯予防を進めることが重要です。親の責任で、虫歯対策を家庭でそれぞれ考えてもらう方がいいのです。その理由として、学校保健統計のデータは虫

歯の平均本数は確実に減少し、これは家庭での歯の健康への意識や食、医療の環境変化によるもので、現在までフッ化物洗口を行っていない地域では虫歯は減っています。また安全性の疑問では、フッ化ナトリウムは、かつて殺鼠剤やシロアリ駆除剤に使用された毒薬に近い劇薬で、試薬にいたっては、医薬品に該当せず、人体に使用した場合、安全性の保証はありません。過去、長崎県香焼町、現在の長崎市の小学校で洗口使用のコップ消毒液ハイアミンが残留し、14 人が中毒、2 人が入院した事故がありました。滋賀県守山市、佐賀県山内町、現、武雄市の調整ミス。新潟県十日町ではフッ素洗口は消毒液を取り間違える事故が発生、さらに洗口液をこぼした養護教諭が始末書を書かされた例もあり、これは歯科医師が直接行うべきことであり、無資格者はすべきではありません。

また、道のガイドブックのインフォームド Consent 説明と同意にも欠陥があると指摘されています。ガイドブックでは、効果安全性の説明とされ、インフォームド Consent のすべての情報を伝え、理解・同意を得るとは異なり、その名に値しないと言われています。明海大学の笥 光夫先生は、生体アパタイト結晶形成機構とフッ素イオン化の影響の教育講演で、フッ素は歯質強化の役づくどころかむしろ細胞内での結晶核形成や直接かわる酵素合成阻止を引き起こし、結晶核形成に障がいをもたらすのみであると。エナメル質結晶模式図の中でフッ素が酵素の働きを阻害しており、フッ素の大罪は目に見えない形で歯、骨と全身の重大な影響にこそあると力説をしております。そもそも虫歯は薬物の使

用やリスクを背負って取り組まなければ予防できないものなんでしょうか。人体に使用することを前提としていない製造元の、人体に使用した場合は責任を取れないとまで言っています。工業用の試薬を希釈し、医療従事者のいない中、集団で学校で薬物の影響が多い成長途上にある子どもたちにうがいをさせることフッ化物洗口を見直すことを強く訴え、反対の討論といたします。

●議長内馬場勝康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 27 号平成 25 年度美唄市一般会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 28 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 28 号平成 25 年度美唄市民バス会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 29 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 29 号平成 25 年度美唄市国民健康保険会計予算について、討論に参加いたします。

私の立場は原案に反対です。以下、理由と若干の意見を申し上げます。

国民健康保険は国民皆保険制度の柱として国民の命と健康を守る制度であり、国民の医療を受ける権利を実現する制度です。また、制度制定当初は、政府管掌保険や組合健康保険等の医療保険、いわゆる職域保険に加入していない農漁業者、自営業者などが加入の大半でしたが、雇用形態の変化や不況と構造改革のもとで、農漁業者、自営業者の経営が苦しいなか就労人口も減少し、一方で年金者や非正規労働者などの被用者が市町村国保の加入者の多くを占める状況となっています。

一方、加入者に高齢者が多いことなども反映して、一人当たりの年間医療費は美唄市国保では約 35 万円、政府管掌健保 17 万 8,000 円、組合健保 13 万 6,000 円と、国保は他の健康保険に比べて、約倍という状況になっています。こうした構造的な問題が国保の高い保険料を招いているのです。国庫補助なしには

運営することが困難な構造上の問題を持つ国民健康保険ですが、この間、政府は国庫補助を削減し続け、このことが国保の運営に大きな影響もたらしめています。

高橋市長は、市民の命と健康を守る立場から、国に対して国庫補助を45%に戻すよう強く働きかけるべきです。

市政執行方針では、国庫負担の拡充に関する制度改正の要望を行うとされていますが、ぜひ全国の市長の先頭となって働いていただきたいと考えます。

本年度においても、日本共産党議員団が国保運営に欠かせないと訴えてきた法定外の繰り出しが実現できました。

このことについては評価する点も見受けられますが、果たして額は妥当なのか。市民負担を少しでも縮減するために赤平市並みの市民1人当たり7万円とは申しませんが、増額が必要ではないかと考えます。また、滞納世帯への制裁措置として短期保険証や資格証明書発行が続けられていますが、収納率の向上につながっているかは、甚だ疑問と言わざるを得ません。患者の医療機関への受診機会を退け重症化の後の受診で、かえって医療費の負担増になっているのではないのでしょうか。

1度発行すると、発行数が減らずに増えていくことも指摘されています。

市政執行方針では、収納対策の強化とされておりますが、事務的、機械的な収納強化になりはしないか。結果として市民の受診抑制を招きはしないか。危惧しているところです。

高橋市長におかれましては、市民負担の縮減のための法定外繰り出しの増額、税の収納効果が少なく、重症化を招く資格証明書の発

行を首長としてきっぱり中止するよう期待申し上げます。反対討論を終わります。

●議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

●3番谷村知重議員（登壇） ただいま議題となりました議案第29号平成25年度美唄市国民健康保険会計予算につきまして、討論に参加させていただきます。

私の立場は原案に賛成であります。以下その理由と若干の意見を申し上げます。

国民皆保険の中核をなす国民健康保険制度ですが、加入状況は、無職の方、非正規雇用者等の低所得者や高齢者の方を多く抱える現状となっております。この状況は、市町村、国保全体がかかえる構造的な問題となっております、これに対応すべく取り組みがなされていると認識をしております。昨年、国においては、市町村国保の安定的な運営を確保するため財政基盤強化の法的整備が行われました。社会保障制度の持続性の確保を図り、地域に密着した医療保険を安心して利用できるよう、様々な対策もとられているところであります。

しかし、市町村国保の状況は極めて厳しく、事業運営の見通しも不確定な状況に置かれています。

そのような中、本市の平成25年度国民健康保険会計予算は、総額38億4,150万1,000円が計上され、前年比1.3%の減となっております。

その内容については、高齢者の増加や医療技術の高度化に伴う費用の増加を見込みつつ、人口減による影響も考慮したものとなっております。市の人口数は年々減少を続け、今や2万4,000人台となってしまいましたが、国保への世代加入率は38.5%と減少していない

状況があります。加入世帯における所得の構成分布においては、半数を超える世帯が低所得者世帯として軽減該当となっていることや、年齢分布においても 60 歳以上の方の加入率が高く、70 歳以上では市民の約 8 割の方が国保に加入されている実態があり、まさに構造的問題に直面しております。長らく保有していた基金が底をつき、昨年、国保税率を改定し現在は事業の適正運営を図っているところと思いますが、事業の財源確保は厳しいものと考えられます。昨年に引き続き、市の一般会計から国保事業に向けて約 9,100 万円の一般財源が投入され、国保の負担増の支援に対しては高く評価するものの、一方では滞納も見られます。国保事業の健全化に向け、一層の努力を期待します。

現在、都道府県と市町村の適切な役割分担のもと、国保の広域化を推進することが強く求められておりますが、市民の 4 割近くが加入し、将来的にはさらに加入率の増が見込まれる状況をかんがみて、適切に事業運営が続いていくことを望んでおります。

今後も様々な情報を収集しながら、持続可能な国民健康保険の運営をされることを強くご期待申し上げます。

何とぞ、議員の皆様におかれましては、議案第 29 号平成 25 年度美唄市国民健康保険会計予算にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

ご異議がありますので、起立により採決い

たします。

本件に対する委員長報告は、原案可決であります。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、**議案第 29 号平成 25 年度美唄市国民健康保険会計予算**は、委員長報告のとおり**決定**されました。

これより議案第 30 号ないし議案第 36 号の以上 7 件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括質疑を終結いたします。

これより一括討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって一括討論を終結いたします。

これより一括採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 30 号平成 25 年度美唄市下水道会計予算ないし議案第 36 号平成 25 年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上 7 件**は委員長報告のとおり**決定**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 3、議案第 37 号財政調整基金の一部積立ての停止の件を議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) ただいま上程されました議案第 37 号財政調整基金の一部積

立て停止の件について提案理由をご説明申し上げます。

本件は、美唄市財政調整基金条例に規定する積立金のうち基準財政需要額に対応する積立金については、財政事情により、平成 24 年度においてその積立てを停止しようとするものであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

●議長内馬場克康君 これより議案 37 号について質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって**議案第 37 号財政調整基金の一部積立て停止の件**は、原案のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 4、議案第 38 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件ないし日程の第 7、議案第 41 号美唄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の件の以上 4 件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました議案第 38 号ないし議案第 41 号の以上 4 件について一括して提案理由をご説

明申し上げます。

初めに、議案第 38 号美唄市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、現在、実施している期末手当の独自削減措置が本年 3 月末をもって終了することから、依然として厳しい本市の財政状況を勘案し、現在の独自削減措置を 1 年間継続実施するため必要な改正を行うものであります。

次に、議案第 39 号美唄市議会会議規則の一部改正の件についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の改正により、本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致ができることとなったことから、本規則の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次に、議案第 40 号美唄市議会委員会条例の一部改正の件についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の改正により、委員会に関する規定が簡素化され、法律で定めていた事項が条例に委任されたことから、条例の整備に関し必要な改正を行うものであります。

次に、議案第 41 号美唄市議会政務調査費の交付に関する条例の一部改正の件についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の改正により、政務調査費の名称や交付・目的等について改められたことから、本条例を整備すると共に、本市の依然として厳しい財政状況を勘案し、政務調査費の交付凍結を継続実施するため必要な改正を行うものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

●議長内馬場克康君 これより議案第 38 号について質疑を行います。

（「なしと呼ぶ者あり」）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これ採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 38 号美唄市議会議員の議員
報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
の件**は、原案のとおり**可決**されました。

これより議案第 39 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 39 号美唄市議会会議規則の
一部改正の件**は、原案のとおり**可決**されまし
た。

これより議案第 40 号について質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 40 号美唄市議会委員会条例
の一部改正の件**は、原案のとおり**可決**されま
した。

これより議案第 41 号について質疑を行います。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**議案第 41 号美唄市議会政務調査費
の交付に関する条例の一部改正の件**は、原案
のとおり**可決**されました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 8、承認
第 2 号総務・文教委員会所管事務調査の件な
いし日程の第 10、承認第 4 号議会運営委員会
所管事務調査の件の以上 3 件を一括議題とい
たします。

お諮りいたします。

本件については、お手元に配付の承認書の
とおり閉会中も調査を認めることにご異議あ
りませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、**閉会中も調査を認めることに決定**いたしました。

●議長内馬場克康君 次に日程の第 11、意見書案第 1 号安心できる介護制度の実現を求める意見書ないし日程の第 18 意見書案第 8 号自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書の以上 8 件を一括議題といたします。

本件に関し、それぞれ提案理由の説明を求めます。

初めに、意見書案第 1 号について、13 番、土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 1 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

安心できる介護制度の実現を 求める意見書

「家族を介護負担から解放する」をうたい文句として介護保険制度が始まって以来、制度改定がなされるたびに給付が削減され、使いつらい制度となっています。

2012 年 4 月の介護報酬改定では、ヘルパーが訪問して行う訪問介護での生活援助の時間区分が、これまでの「30 分以上 60 分未満」「60 分以上」から、「20 分以上 45 分未満」「45 分以上」へと短縮されたことにより、サービス低下や事業所の経営悪化、ヘルパーの収入減など様々な問題が表面化し、利用者の自立を妨げるものとなっています。介護保険の利用限度額上限に達したり自己負担の利用料負担

が大きくなりすぎるなどで、必要な介護を受けることが出来ず、家族の介護負担もいっこうに軽減されていません。

また、介護労働者の賃金は他産業と比較して大幅に低く、職場では離職者が後を絶ちません。働き続けられる賃金への改善が急務です。医療費の抑制の名のもとに入院日数が削減され、「病院から在宅へ」の流れが強まっていますが、在宅医療も介護もその受け皿としてはあまりにも脆弱な体制です。利用者本位の制度改善とサービスを提供する側の処遇改善が急がれます。

以上の趣旨から下記の事項について要望します。

記

1. 介護保険制度を改善し介護報酬を引き上げるとともに、介護保険料・利用料を国の責任で軽減すること。
2. 訪問ヘルパーによる生活援助の時間短縮と上限引き下げを見直し、必要なサービスを受けられるよう改めること。
3. 全額国庫負担による介護職員の賃金引き上げを行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 2 号及び意見書案第 3 号の以上 2 件について、9

番、金子義彦議員。

● 9 番金子義彦議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第 2 号及び意見書案第 3 号につきまして、一括して案文を朗読し提案理由の説明にかえさせていただきます。

札幌航空交通管制部の存続・
充実を求める意見書

北海道は、日本全体の約 22%を占める広大な面積に、540 万人強の人口が分散して居住していることから、道内では都市間の移動に要する時間が他県と比べて非常に長くなる傾向にあると言えます。最近では、高速道路の整備も進んだことで、自家用車あるいは都市間高速バスによる移動も以前に比べると時間的な短縮が図られてきてはいますが、地上交通で最も早い特急列車を利用したとしても、まだまだ移動時間が道民の負担となっていることは明らかです。

このような地理的な事情により、道央圏以外に居住している道民にとっては、医療をはじめとした生活全般や、様々な経済活動をするにあたって、移動に要する時間が生活の活動範囲を大きく制限していることは見逃せない事実と言えます。札幌への日帰り通院などといったケースはもちろん、各種イベント（コンサート、スポーツ大会、文化活動等）に参加し、交流を拡大していくためには、航空機の利用による時間短縮効果は相当大きいものであることは間違いのないものと考えます。

そういったことから、道内における航空ネットワークを将来的に維持していくことは観光客のみならず、道民にとっても非常に重要

な課題であり、加えて、空港を拠点とした地域の活性化につなげていくことは、今後求められていく事であると考えます。そうした道内の航空ネットワークを維持するために、航空機を運航している航空会社だけでなく、北海道や関係市町村、空港ビル会社や各種関連事業所それぞれが日夜尽力していることは周知のとおりです。

また、国土交通省の職員も航空機の運航を陰で支えている一員であり、道内の空港事務所・出張所、あるいは札幌航空交通管制部において管制業務、施設の維持管理業務勤務をすることで、航空機の安全運航の一翼を担っています。

とりわけ、札幌航空交通管制部は北海道内の空港だけでなく、北東北地方をも含めた全 15 空港から離発着する航空機に対し航空管制業務を実施しており、全国の 4 箇所に設置されている航空交通管制業務の拠点官署のひとつであり、唯一積雪地域に立地している官署でもあります。また、札幌市に設置されていることから、道内出身の管制官等も多く、道外出身者であっても道内空港に勤務経験のある管制官等も多く勤務しており、特に航空機の運航状況が厳しくなる冬期間においても、積雪状況や天候状況を肌身に感じながら日々管制業務を実施しています。

今般、国土交通省はそのような重要な機関を、道内に代替機関を残すことなく廃止にむけて検討していることは、北国における気象特性を実感できない国土交通省職員を増やすことにつながるばかりか、新千歳空港において管制業務を担当する防衛省の方々とも、日常的に接する機会が失われることにもつなが

り、航空機の安全にとっては決してプラスにはならないのではと考えます。また、将来国土交通省職員をめざそうとしている道内出身者にとっても、札幌圏に勤務先がなければその道を諦めるという選択をすることも十分考えられることから、雇用面においても大きな損失となる可能性がでてきます。つまり、道民の安全・安心な航空交通を確保するためには、札幌航空交通管制部の存続・充実こそ必要といえます。

つきましては、下記の事項について実現されるよう要望します。

記

1. 北海道での航空行政の枠組みを堅持し、札幌航空交通管制部を存続すること。
2. 広大な北海道の航空行政を充実するために、国の出先機関である札幌航空交通管制部を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

北海道美唄市議会

T P P 交渉参加断固阻止に関する 意見書

安倍首相は、3 月 15 日、国民合意の無いまま T P P 交渉への参加を表明しました。

T P P は関税をすべて撤廃することが原則であり、我が国の農林水産業や農村はこれまでにない壊滅的影響を受け、我が国の食料安全保障を根底から揺るがし、食料自給率を低下させ、地域経済・社会の崩壊を招く恐れがあります。

また T P P は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ可能性があり、国民生活の根幹にも関わる極めて重大な問題であります。

このため、多くの国民や道民、地方議会と自治体首長は、T P P 協定交渉への参加に反対・慎重な対応を強く求めてまいりました。

本市においても基幹産業である農業は、その生産額 71.5 億円に対し、50.3 億円 (70.3%) に及ぶ壊滅的な打撃を受け本市全体が崩壊する事にもなりかねない事から、T P P 交渉参加断固阻止に関して下記事項を強く要望します。

記

1. T P P 交渉への不参加

T P P は一次産業のみならず、医療、公共事業、金融、食の安全、雇用など様々な分野に影響が及ぶ、国益を損なう極めて重大な問題であり、到底国民の合意を得られる問題ではないことから、政府は事前協議を含めた一切の T P P 交渉参加に向けた取り組みを断念すること。

2. 多様な農業の共存を明確に位置付けた貿易ルールの確立

我が国の貿易政策の基本として、多様な農業の共存、林業・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を明確に位置付け、これに基づき、重要品目については必要な国境措置を維持すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第4号ないし意見書案第6号の以上3件について、10番、高田正則議員。

●10番高田正則議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第4号ないし意見書案第6号につきまして、一括して案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

年金2.5%の削減中止を求める意見書

長引く景気低迷の中、灯油など生活必需品の値上げ、復興税や各種控除の縮小による増税、社会保険料の引き上げなどで高齢者の生活は大変厳しい現況にあります。

このような中、国は、昨年、「特例水準」を解消するとして、平成25年10月からの3年間で、年金2.5%を削減する法案を成立させました。

年金の削減は、高齢者の生活を圧迫するだけでなく、景気が低迷している地域経済にも大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ、長引く日本の不況を一層深刻にするものと懸念されます。

本市においては、高齢者が人口の3割以上を占めており、年金の削減は、高齢者の生活はもとより、低迷する本市経済に更なる打撃を与えることは必至であることから容認することはできません。

さらに、実施に向けて検討がなされているデフレ下のマクロ経済スライドは、限らない

年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

このようなことを踏まえ、高齢者の生活と地域経済を守るために「年金2.5%削減」を中止することを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成25年3月21日

北海道美唄市議会

自治体における防災・減災のための事業に対する国の財政支援を求める意見書

地方自治体が所有・管理する社会資本（道路、橋梁、上下水道、建物等）の整備は、高度経済成長期の発展とともに、昭和40年代後半から加速化した背景があり、現在多くの社会資本が改築期（建設後30～50年）を迎えています。

社会資本は生活の基盤であるだけでなく、災害時には住民の生命・財産を守る機能もありますが、近年の社会経済情勢による税収減少や社会保障関係経費の増加による自治体財政の悪化から、防災・減災の強化はおろか、社会資本の計画的修繕や改築すら進まない状況にあります。

国土交通省の調査でも、自治体が管理する道路橋で老朽化のための補修が必要な全国およそ6万の橋のうち約90%が、厳しい財政状況などを背景に補修されないままになっていることが分かったとの報告がなされています。

本市においても、厳しい財政状況の下、防

災・減災上必要とされる改修や修繕等が進められない状況にあります。

よって、政府においては、地方自治体共通の課題である社会資本の経年劣化対策など、防災・減災のための事業について、以下の事項を実施し、地方負担の軽減措置を講じるよう強く要望します。

記

1. 補助採択基準の緩和や補助率の引き上げなど国庫補助制度を拡充すること。
2. 国庫補助交付対象事業の範囲拡大や庁舎等公共施設の耐震改修など新たな国庫補助制度の創設など財政支援を拡充すること。
3. 地方債の発行及び償還に対する交付税措置を拡大・継続するなど財政措置を拡充すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

北海道美唄市議会

廃棄物焼却施設の解体に対する 財政支援に関する意見書

ごみ焼却施設の老朽化やダイオキシン類対策による処理の広域化等に伴い、多くの自治体で廃止された焼却施設が解体されないまま残っています。

廃止される焼却施設の解体については、廃棄物処理施設整備費の循環型社会形成交付金では、跡地に新たな廃棄物処理施設を整備することを条件に交付金の対象となっています。

平成 13 年 4 月の労働安全衛生規則の改正に伴い、焼却施設内作業における労働者のダ

イオキシン類曝露防止措置が定められました。

これにより、解体・撤去に伴うダイオキシン類の濃度の測定・汚染物質の除去及び拡散防止対策などダイオキシン類曝露防止対策について、適切な対策が必要とされ、そのことによって工事費用が増大するなど、多大な経費が必要となっています。

本市においても、解体工事費が財政を圧迫し、解体計画を立てられない状況となっており、焼却施設が老朽化や災害等により周辺環境に害悪を及ぼすことが懸念されます。

よって、政府においては、施設解体による地方自治体の財政負担の軽減が図ることができるよう、解体・撤去のみを対象とした国庫補助制度を創設することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出します。

平成 25 年 3 月 21 日

北海道美唄市議会

なお、提出先はそれぞれ案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第 7 号について、7 番、吉岡文子議員。

●7 番吉岡文子議員（登壇） ただいま議題となりました、意見書案第 7 号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

70 歳から 74 歳高齢者の医療費
窓口負担増の中止を求める意見書

2008年から予定されていた70歳から74歳までの高齢者の医療費窓口2割負担は、当初から高齢者の生活を考慮して凍結されてきました。しかし、この間厚生労働省は2割負担実施の方向を打ち出しています。2013年4月からの実施は見送られるようですが、2014年1月実施とも4月実施とも言われています。

高齢者は年金が下がる中で、国民健康保険料、介護保険料などの負担は上がり、大変きびしい生活を余儀なくされています。生活費節約のため食費を削る家庭も少なくありません。美唄市では昨年に引き続き、今冬も厳しい寒さと大雪に見舞われた中、灯油代金や生鮮食料品等の高騰で高齢者の生活はいつそう圧迫されています。

高齢者は当然のことながら医療の必要性も高く、「70歳になれば負担が軽くなる」と心待ちにしている人も数多くいます。このような時に窓口負担を倍増させることは、医療が受けられない人を増やし、重症者の増加だけでなく命に関わる事態も増えることになりかねません。

よって、政府においては、下記の事項を実施するよう強く要望します。

記

1. 70歳から74歳の医療費窓口負担2割へ引き上げを実施しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますよ

うお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 次に、意見書案第8号について、1番、倉本賢議員。

●1番倉本賢議員（登壇） ただいま議題となりました意見書案第8号につきまして、案文を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

自治体財政の確保と地方分権の 確立を求める意見書

政府は2013年度予算編成にあたり、国家公務員給与減額支給措置について、地方にも同様の措置を要請するとし、地方交付税を4,000億円減額するとした地方財政計画を閣議決定しました。また、防災・減災・地域活性化対策等へ用途を限定する形での給与削減に見合った特別枠を計上し、地方財源にかかる総額は確保したとしています。

しかし、用途の自由な地方交付税を減額し、用途の制約のある財政措置に置き換えることは自治体の自由裁量枠を著しく制限するだけでなく、地方分権の健全な確立に大きな影響を与えるものです。

地方自治体の中でも、特に少子高齢化と人口減少が進む地方では厳しい財政運営を強いられてきました。美唄市においても2009年1月に財政健全化計画を策定し、職員給与の独自削減、職員数の大幅な削減、行財政機能の効率化など、様々な行革努力を国に先んじて推し進めてきています。また、ほとんどの自治体でも同様な努力が行われており、ことに、地方公務員給与は地域民間給与への影響があ

ることから、政府はこのことをしっかりと考慮すべきです。

よって、自治体財政の確保と地方分権の確立のため、政府に次のとおり強く要請します。

記

1. 地方交付税は、地方の固有財源であり、これを減額しないこと。また、地方交付税を減額し、使途に制限のある財政措置の計上については、自治体の自由裁量権を著しく制限することから、行わないこと。

2. 地方財政制度は、行政需要に基づき財源保障を行うことが基本であり、中立かつ客観的な地方財政計画、地方交付税の算定に改めること。

3. 地方公務員の給与決定は、自治体が自主的に条例により決定することが原則であり、国が臨時特例法で定める給与削減を、自治体に強要しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月21日

北海道美唄市議会

なお、提出先は案文記載のとおりでありますので、原案のとおりご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました意見書案第1号ないし意見書案第8号の以上8件については、別にご発言もないようですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、**意見書案第1号安心できる介護制度の実現を求める意見書ないし意見書案第8号自治体財政の確保と地方分権の確立を求める意見書の以上8件は、原案のとおり可決**されました。

●議長内馬場克康君 以上をもちまして、今期定例会に付議されました各案件は全部議いたしました。

これをもって、平成25年第1回定例会は、閉会いたします。

正午 0時13分 閉会

